

宣誓書受領証を提示せずに、利用可能な行政サービス等(令和6年4月現在)

次の行政サービス等は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を提示せずに利用できます。
 ※別途、利用要件がある場合がありますので、詳しくは担当課にご確認ください。

名称(リンク)	概要	参考	担当課
親子平和の旅	若い人たちに戦争の悲惨さや核兵器の非人道性を伝え、非核平和の願いを広げることを目的に、毎年8月6日に開催される「広島平和記念式典」に、親子を市民代表として派遣する「親子平和の旅」を実施しています。	保護者として申請できます。	人権・市民協働課
保育所等の入所申請等	両親が共働きや保護者が病気などで子どもの保育ができないとき、子どもを預かって保育する施設です。	保護者として申請できます。	子育て応援課
学童クラブの利用申請等	放課後、保護者が就労等により昼間家庭にいない富田林市に在住する児童を対象に、児童の健全な育成を図るため、市内の16小学校で学童クラブを開設しています。		
障がい者自動車運転免許取得金補助	運転免許を取得するために、自動車教習所において要した費用の一部を補助します。		
障がい児通所給付(児童発達支援)	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います(旧制度:肢体不自由児通園施設、難聴児療育教室等の名称)。		
障がい児通所給付(医療型児童発達支援)	未就学で、肢体不自由のある障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、医療、その他必要な支援を行います。		
障がい児通所給付(放課後等デイサービス)	就学中の障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。		
障がい児通所給付(居宅訪問型児童発達支援)	重度の心身障がい児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。		
障がい児通所給付(保育所等訪問支援)	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。		
大阪府障がい者扶養共済制度	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障がいをする事となったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。		
重度障がい者タクシー料金補助	在宅の重度障がい者に対し、タクシー料金の一部を補助します。		
軽度難聴児補聴器支給	身体障がい者手帳を持っていない軽度難聴児(18歳未満の両耳の聴力が30デシベル以上)に対して補聴器の購入費用の一部を助成しています。		
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病児童が日常生活を円滑に営むことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。	保護者として申請できます。	障がい福祉課